

情報連携（情報提供ネットワークシステム） の仕組み

マイナンバー情報保護のための分散管理システム

大和総研金融調査部
主任研究員 鳥毛 拓馬

今回は、マイナンバー制度の基本となる①付番、②本人確認、③情報連携の3つの仕組みのうち、③情報連携について解説します。国や地方公共団体などの複数の機関間で、各々の機関にマイナンバーやその他の番号で管理している同一人の情報をひも付けし、相互に活用する仕組みとされています¹。また、情報連携は、「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うこととされています。

本年6月に日本年金機構が保有している個人情報（基礎年金番号、氏名、生年月日、住所）の一部が外部に流出した事件²があったため、マイナンバー制度でも同様の事件が起きるのではないかと心配した読者もいらっしゃるのではないのでしょうか。

マイナンバー制度では、個人情報の外部漏えいの懸念に対し、安全・安心を確保するため、制度面のみならず、システム面からも、個人情報を保護するための措置を設けています。今回は、システム面の措置のうち、情報連携について解説します。情報連携は、行政の効率化や国民の利便性向上に資する仕組みでもあります。

1. 情報連携

情報連携とは、マイナンバー制度の仕組みを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取りすることです。その目的は、マイナンバーを利用する行政事務において行政機関間の情報のやり取りを効率化するとともに、マイナンバー制度の受益者である国民の事務負担を軽減し利便性を向上させることです。マイナンバー制度の情報連携は、①マイナンバーを直接用いず、各機関に振り出された符号を利用することで、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する、②情報連携の対象となる個人情報は、各利用機関の既存システ

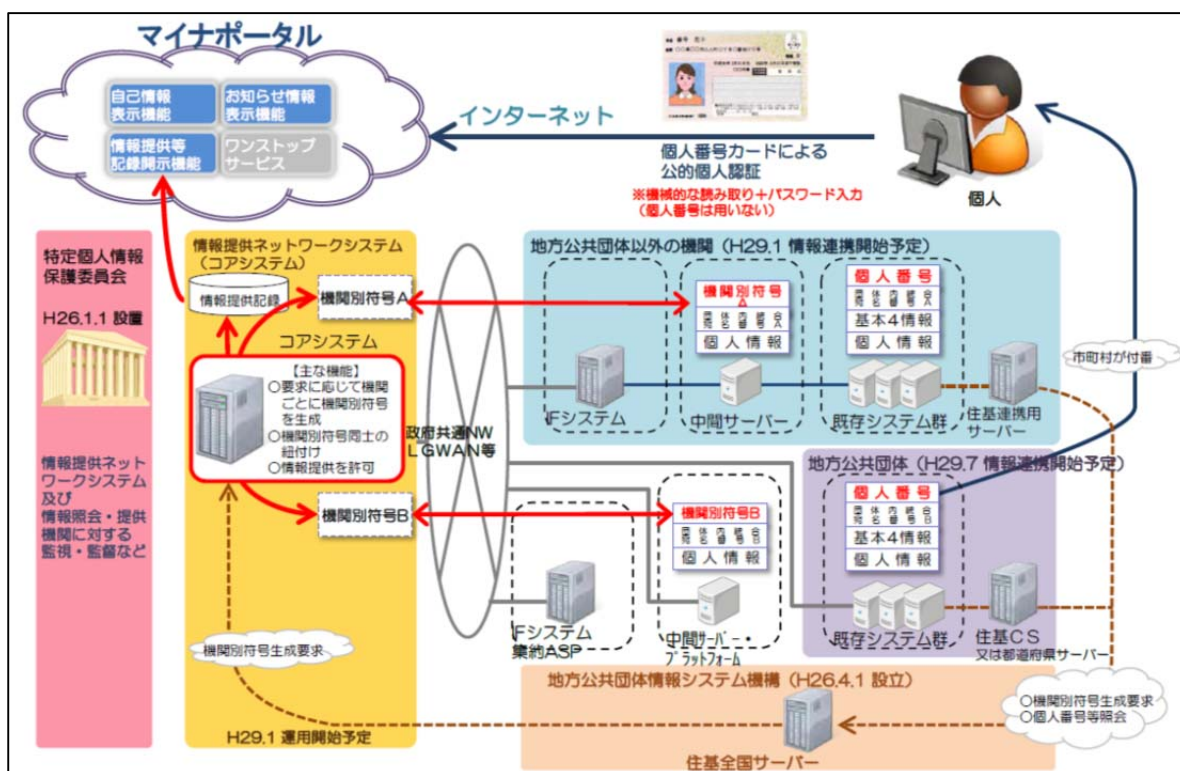
¹ 内閣官房社会保障改革担当室、内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料」（平成27年11月版）http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/summary_zentai.pdf

² 日本年金機構「日本年金機構の個人情報流出について」（平成27年6月1日）<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2015/20150721.files/0000150601ndjlleouli.pdf>

ムから中間サーバーに収載し、照会に対し自動的に提供する、安全で効率的な仕組み³が採用されています（図表1参照）。マイナンバー制度では、情報連携を行うためのシステムとして、情報提供ネットワークシステムが設けられています。

そもそもマイナンバー制度では、個人番号付きの個人情報（特定個人情報）の提供が原則として禁止されています。もっとも、番号法で認められる範囲内で、例外的に特定個人情報の提供が認められる場合があります、その一つが、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合です。具体的には、番号法の「別表第2」に、情報提供の求めができる「情報照会者」、「特定個人情報の提供を必要とする事務」、情報提供の求めに応じて情報を提供することができる「情報提供者」、「提供する特定個人情報」が限定的に定められています。提供の求めを受けた情報提供者は、情報を提供することが義務となっています。現在、情報提供ネットワークシステムを利用できるのは、行政機関、地方公共団体などです。民間事業者は、健康保険組合などを除き、情報提供ネットワークシステムを利用することができません。

図表1 情報連携の概要



（出所）前掲マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料 平成27年11月版

³ 厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000089370.pdf>

2. 情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステムは、行政機関や地方公共団体等が相互に特定個人情報をやり取りするオンラインシステムです。暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法で情報連携が行われ、総務大臣が設置・管理します。

マイナンバー制度がスタートしても、個人情報については、従来通り、各行政機関が保有します。すなわち、国税に関する情報は国税当局、年金に関する情報は日本年金機構といった具合で、特定の機関にすべての個人情報が一元的に管理されるようになるわけではありません（分散管理）。

この分散管理されている個人情報を、他の機関が必要となった場合には、情報提供ネットワークシステムを通じて、各機関が照会・提供を行うこととされています。

具体的には、各機関間で個人情報がやり取りされる際に、まず、当該情報が各機関の中間サーバーに移行し、マイナンバーに代わる情報提供ネットワークシステムにより振り出される符号が付されます。この符号は、機関別に振り出されるものであり、例えば A さんの日本年金機構の符号と地方公共団体の符号は異なります。この異なる符号が情報提供ネットワークシステムで変換・ひも付けされることにより、情報連携が行われます。この仕組みにより、仮にある機関で個人情報が漏えいしても他の機関との間では遮断され、個人情報が芋づる式に漏えいしないとされています⁴。

情報提供ネットワークシステムにより、例えば、社会保障給付の申請を受けた機関は、給付要件を審査するため市町村の保有する所得額情報の提供を受けることができますこととなります。住民にとっては給付申請等の行政手続において、所得証明書等の添付書類を用意する必要がなくなり、行政機関にとっても情報授受の迅速化・確実化が図られるものとされています⁵。

情報連携の開始時期

国の機関間での情報連携は平成 29 年 1 月から、地方公共団体等との情報連携は平成 29 年 7 月から、それぞれ開始されることになっています。なお、日本年金機構については、平成 29 年 11 月末までの間において政令で定める日まで、情報連携は延期されることとなっています（日本年金機構でのマイナンバーの利用についても、平成 29 年 5 月 31 日までの間において政令で定める日まで延期されています。）

⁴ 内閣官房ウェブサイト <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq5.html>

⁵ 財務省ウェブサイト http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p1013_1029.pdf

特定個人情報保護委員会⁶、マイナポータル

情報提供ネットワークシステム及び情報照会・提供機関に対しては、独立した特定個人情報保護委員会が監視・監督することになっています。番号法では、特定個人情報保護委員会が情報提供ネットワークシステムの設置主体である総務大臣に対して、情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう⁷、直接、必要な措置を実施するよう求めることができるとされています⁸。さらに、国民一人一人が、マイナポータルにより、行政機関や地方公共団体などの間の特定個人情報のやりとりの記録を確認できる仕組みが設けられることになっています。

(次回予告：マイナポータルとマイナンバーの将来)

以上

⁶ 特定個人情報保護委員会は、平成28年1月1日以降、マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保を所掌とする「個人情報保護委員会」に改組されることになっています。

⁷ 「機能の安全性及び信頼性を確保するよう」とは、システムに対する外部からの侵入を許さないよう、セキュリティ対策が講じられ（安全性の確保）、システム障害が発生しても迅速に復旧されるなどシステムが安定的・継続的に運用され（信頼性の確保）、必要な機能が発揮されることを意味するとされています。

内閣府大臣官房番号制度担当室「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/chikujou.pdf>

⁸ 前掲注7